

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
新旧対照表

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成十六年福岡県規則第二十二号）	
改正案	現行
（条例第六条第一項第一号の表二項下欄の規則で定める施設） 第十七条 条例第六条第一項第一号の表二項下欄の規則で定める流通業務施設は、次に掲げるものとする。 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号） 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供される施設（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送の用に供されるものを除く。）のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）<u>第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設（以下「特定流通業務施設」という。）に該当するものであって、同法第六条第十項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは著しく不適当と認められる旨の意見があったもの</u> 二 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）<u>第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される同条第一項に規定する倉庫のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は特定流通業務施設に該当するものであって、物資の流通の効率化に関する法律第六条第十項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは著しく不適当と認められる旨の意見があったもの</u>	（条例第六条第一項第一号の表二項下欄の規則で定める施設） 第十七条 条例第六条第一項第一号の表二項下欄の規則で定める流通業務施設は、次に掲げるものとする。 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号） 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供される施設（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送の用に供されるものを除く。）のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）<u>第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設（以下「特定流通業務施設」という。）に該当するものであって、同法第四条第八項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは著しく不適当と認められる旨の意見があったもの</u> 二 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）<u>第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される同条第一項に規定する倉庫のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は特定流通業務施設に該当するものであって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第八項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは著しく不適当と認められる旨の意見があったもの</u>
2 （略）	2 （略）